

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）重要事項説明書

1. 本院は京都府知事の指定を受けた居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）事業所（事業所番号2610606093）です。
指導を行う医師は、下記のものです。
洛北診療所所長 小林 充
2. 介護保険の申請を行われ要支援、要介護の認定を受けられた方に対して、ケアマネージャー、サービス事業所への医学観点からの指導・助言を行うとともに、医師か医師の指導を受けた管理栄養士が居宅を訪問して必要な指導、管理を計画的に行います。
3. 指導を行う曜日、時間は原則として下記の通りです
月曜日～金曜日の午後1時30分～4時30分
木曜日の午前9時～12時
①ただし、上記の曜日が国民の祝日、及び、12月29日～1月3日の場合は休診とさせていただきます。
②上記の曜日、時間で臨時休診する場合はその都度院内に掲示いたします。
③なお、緊急往診はこの限りではありません。
4. 指導を希望された方には、医療保険で受診された、訪問診療料とは別に毎月介護報酬に応じた利用者負担を徴収させていただきます。なお、生活保護等公費受給者証をお持ちの方は公費制度により負担金が補助されることもあります。
5. 居宅療養管理指導費については下記の通りです。
(1) 医師による居宅療養管理指導費（Ⅰ）・介護予防居宅療養管理指導費（Ⅰ）
（在宅時医学総合管理料を算定していない場合）
1回につき 515円（同一建物居住者9人以下に対しては1回につき 487円）
（同一建物居住者10人以上に対しては1回につき 446円）
*1月に2回を限度
(2) 医師による居宅療養管理指導費（Ⅱ）・介護予防居宅療養指導費（Ⅱ）
（在宅時医学総合管理料を算定している場合）
1回につき 299円（同一建物居住者9人以下に対しては1回につき 287円）
（同一建物居住者10人以上に対しては1回につき 260円）
*1月に2回を限度
(3) 管理栄養士による居宅療養管理指導費（Ⅱ）・介護予防居宅療養指導費（Ⅱ）
1回につき 545円（同一建物居住者9人以下に対しては1回につき 487円）
（同一建物居住者10人以上に対しては1回につき 444円）
*1月に2回を限度
* 利用料は1割負担の金額が記載されていますが、「介護保険負担割合証」に準じた負担金となります。

6. 介護サービス等全般にかかわるご質問や要望、苦情等ございましたら、受付までお申しください。また、苦情内容によっては行政窓口をご紹介する等対応させていただきます。

京都市左京区役所・健康長寿推進課	月～金 9：00～17：00	075-702-1071
京都府国民健康保険団体連合会	同上	075-354-9051

居宅療養管理指導（介護予防居宅療養管理指導）の提供開始に当たり、利用者様に対して上記の重要事項を説明し、同意を受け、交付しました。

令和 年 月 日

事業所名 公益社団法人信和会 京都民医連洛北診療所

所在地 京都市左京区岩倉忠在地529番地

代表者 所長 _____ 印

説明者 職名： _____ 氏名： _____ 印

私は、事業所から居宅療養指導についての重要事項の説明を受け、サービスを受けること並びにその利用料を支払うことに同意します。また、サービス担当者会議等において私並びに家族の個人情報を用いることに同意します。

令和 年 月 日

利用者 氏名 _____ 印

住所 _____

(代筆者 _____ 利用者との続柄 _____)

代理人 氏名 _____ 印 (利用者との続柄 _____)

(選任した場合)

住所 _____